

(1)対象事業者関連	
1 本補助金の対象となる事業者は？	ホテル・旅館、旅行会社、観光施設、土産物店(土産品を販売している施設であっても、スーパーなど日用品を主に販売する施設は除く)、それら観光事業者との取引が落ち込み影響を受けた者が対象です。(飲食店は、GoToイートなどの支援があるため、本制度では対象外とします。また、風俗営業、性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業は対象外とします。)
2 観光協会等が地域の旅館等をとりまとめて申請してもよいですか？	申請主体は個々の事業者となります。観光協会、旅館組合、団体等が各事業者(旅館等)の事務手続きを簡素化するため、申請や券の販売を代行することは可能です。
3 観光協会が運営する観光型体験メニューは対象となりますか？	対象となります。観光協会が運営する体験型観光メニュー(レンタサイクル等)といった事業についても補助の対象です。
4 申請者の宿泊施設内にGoToイートに参画している飲食店がありますが、宿泊プラン内にその飲食店を入れる場合は対象になりますか？	宿泊施設が施設内にある飲食店と宿泊のセットプランを作る場合は、GoToイートに参加している飲食店でも対象となります。
5 当社は複数の旅館を運営していますが、補助額上限はそれぞれで50万円ですか？	宿泊施設や土産物屋などが複数施設を運営している場合、1施設ごとに申請可能です。補助額上限はそれぞれ50万円です。ただし、旅行会社などで県内に複数店舗(本店・支店・営業所など)がある場合は、代表する1店舗のみの申請となります。
6 補助金の申請ができるのは1回限りですか。	ご相談ください。販売状況や予算状況に応じて判断します。

(2)お楽しみ券の発行関連	
1 お楽しみ券は紙で発行する必要がありますか？	紙による発行に加え、電子データ(メールに添付や、メール文面)等により紙以外の形で発行することも可能です。例えば、お楽しみ券をメールに添付してやりとりしたり、メール本文でお楽しみ券の要件等を備えていれば、その形式でも可能です。なお、いずれの方法であっても、複製による重複利用や悪用ができないよう留意してください。
2 組合で既に印刷している温泉利用券を、そのまま使ってもよいですか？	既存の利用券が、組合内の複数施設で利用できる場合は対象外です。利用券に、特定の利用対象1施設が発行したものであることが記載されており、尚且つ20%のプレミアム付きお楽しみ券であることが分かれば活用しても構いません。
3 1枚で12,000円の券ではなく、1,000円の12枚つづりで、12,000円分になる券を販売してもよいですか？	販売可能です。
4 販売する券に「お楽しみ券」の名称を入れる必要がありますか？	不要です。券の名称は各事業者が個別に決定してください。
5 プレミアム30%など上乘せしたお楽しみ券を発行することは可能ですか？	プレミアム分として県が支援するのは20%が上限ですが、事業者独自で更にプレミアムを上乘せしたお楽しみ券を発行いただくことも可能です。
6 プレミアムが20%未満のお楽しみ券を発行することは可能ですか？	県が補助するプレミアム相当分は原則20%ですが、利用者の利便性等の観点から、端数を切り上げる金額設定により20%未満にすることは可能です。 例えば、入館料の通常チケット800円を(単純にプレミアム分が20%の場合666円となるところを)700円で販売することは可能です。この場合、県の補助額は20%未満のプレミアム相当分の実績額となります。

(3)お楽しみ券の販売・購入・利用期間関連	
1 お楽しみ券はいつから販売できますか？	参加希望事業者は県に「新型コロナ対策お楽しみ券応援事業 参加申込書」を提出していただきます。申請内容を確認できた事業者について、対象施設及び電話番号等を県ホームページに順次掲載しますので、ホームページ掲載後に販売を開始してください。
2 お楽しみ券はいつまで販売できますか？	販売は、令和3年3月31日までとなります。また、購入者からの入金も原則この日までに完了している必要があります。なお、実績報告書は令和3年4月20日までに提出が必要です。
3 お楽しみ券利用可能期間中に、除外期間を設定してもよいですか？	利用可能期間は、令和4年3月31日までとし、年末年始など除外期間を事業者で設定することは可能です。また、冬季間は営業していない施設などが、例えば令和3年11月30日までを利用可能期間として設定することも可能です。
4 利用可能期間の終期を令和4年3月31日以降の日としてもよいですか？	令和4年4月1日以降の設定はできません。利用可能期間の終期は、最長で令和4年3月31日(宿泊の場合は令和4年4月1日チェックアウト)までです。
5 お楽しみ券は前払式証票に当たらないですか？ 当たるようでしたら期限は発行から6ヶ月以内に区切る必要があると思います。	今回の事業で発行されるお楽しみ券は、「前払式支払手段(以前の言い方では、前払式証票)」であり、補助対象事業者が自家型発行者(前払式支払手段の発行者から商品の購入やサービスの提供を受ける場合に限り、これらの支払いに使用できるもの)として発行するものです。この場合、基準日未使用残高が1000万円を超えない場合は、資金決済法の適用対象外になりますので、有効期限を6カ月以内に区切る必要はありません。なお、自社で発行するお楽しみ券が法の適用対象になるかどうかの懸念などがございましたら、監督庁である中国財務局に直接ご相談ください。
6 お楽しみ券の1人当たりの購入上限はありますか？	1人当たりの購入上限は次のとおりです。 ○ホテル・旅館、旅行会社：一人当たり20千円／施設⇒24千円分の施設利用(4千円の特典) ○上記以外：一人当たり10千円／施設⇒12千円分の施設利用(2千円の特典)
7 1人当たりの購入上限は、それぞれの施設での購入上限という考えでよいでしょうか？	お見込みの通りです。複数施設でお楽しみ券をご購入いただけます。
8 お楽しみ券について、家族もしくは法人等の代表者がまとめて購入・支払いすることは可能でしょうか？	個人および法人等の代表者がまとめて購入・支払いすることも可能ですが、1人がまとめて購入できる上限は次のとおりです。 ○ホテル・旅館、旅行会社：10万円/施設(特典付きで12万円) ○上記以外：5万円/施設(特典付きで6万円)
9 来店できないお客様がお楽しみ券を購入した場合、代金の収受はどういうやり方がありますか？	口座振込などでの金銭収受を想定しています。
10 GoToトラベル等との併用が可能とのことですが、どの制度を優先的に使えばよいですか？	GoToトラベル事業、市町村による支援制度との併用の可否は、それぞれの支援制度の実施主体に確認をお願いします。併用できる場合は、どの制度を優先するか等を各事業者で予め設定してください。
11 「前売り宿泊券」を買ったお客さんが、来れなくなった場合、払い戻しをしてもよいですか？	購入後に利用されなかった場合、払い戻しはできませんので、購入者に対して事前に説明をお願いします。
12 県民だけでなく、県外の人でも購入できますか？	県内外の方に幅広く購入いただきたいと考えています。
13 ビジネスの宿泊でもお楽しみ券の対象になりますか？	宿泊の目的に対する制限はありません。
14 感染警戒地域の購入者が、来訪したいと言った場合にお断りすることができますか？	県としては、緊急事態宣言が発令されている地域や、感染流行嚴重地域等との県境を越えた往来は控え、慎重に判断していただくようお願いしています。事業者からも購入者に対して丁寧にご説明いただくようお願いしています。また、必要に応じて県から一時停止等の対応を依頼する場合があります。

(4) 旅行会社関係		
1	旅行会社の場合どのようなお楽しみ券の種類が考えられますか？	プレミアム付旅行券の発行や、ツアーの販売などを想定しております。
2	旅行契約には、募集型企画旅行契約・受注型企画旅行契約・手配旅行契約と大きく3つの契約の種類がありますが、どの契約種別についてもこの補助金を適用しても差し支えはありませんか？	どの契約種別でも対象とします。
3	県外⇒県内の旅行商品は対象になりますか？	対象になります。ただし、観光地及び宿泊施設は、原則として全て鳥取県内であることが条件となります。
4	県内⇒県外の旅行商品は対象になりますか？	対象外です。
5	GoToイートの対象店を含めた旅行商品は対象となりますか？	対象となります。旅行商品の販売に対して支援を行うものであり、立ち寄り施設がGoToイートの対象店であるかどうかは問いません。